

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、令和5年に全国の年間の出生数が72万人を下回り、合計特殊出生率は1.20と過去最低の数値を更新しました。こうした少子化の進行により、さまざまな影響が懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた世帯収入の低下や、子育て世帯における虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもを安心して産み育てることのできる社会づくりにおいて、一層多くの課題が顕在化しています。

こうした状況の中、国では、平成24年に、保育園・幼稚園・認定こども園を通じた新たな給付の実施や地域の実情に応じたこども・子育て支援制度の充実などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定しました。また、平成27年度には、この3法に基づく、学校教育・保育や、地域のこども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。さらに、待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」を平成29年に公表し、令和元年10月1日から認可・認可外を問わず幼児教育・保育の無償化を実施するなど、子育てに関する施策が推進されています。

また、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁においては、すべてのこども・若者が個人として等しく健やかに成長でき、自身の置かれた環境などに左右されず、その権利が擁護され、幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、【のびのびと子どもが育ち 今と未来と子育てを地域で支え合う まきのはら】を基本理念に掲げ、学校教育・保育やその他の子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境の整備に取り組んできました。

このたび、令和6年度をもって計画期間が満了すること、また、子育て家庭における課題の多様化や支援に対する需要の高まりを受け、地域全体で子育てを支援する環境整備の指針として、新たに令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画における「こども」の表記について

本計画においては、令和5年4月にこども家庭庁の発足と同時に施行された「こども基本法」の理念に基づいて、「こども」という表記を用いることを基本とします。

ただし、個別の法律に関する内容や一部の固有名詞については、それらに基づいて「子ども」「児童」等の表記を用いることとします。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、「第3次牧之原市総合計画」や子ども・子育てに関連する分野の部門別計画との整合・連携を図ります。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画および「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を包含するものとします。

なお、本計画と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「（仮称）牧之原市子ども・若者計画」（令和7年度中に策定を予定）を一体として、こども基本法に基づく「（仮称）牧之原市こども計画」とすることといたします。

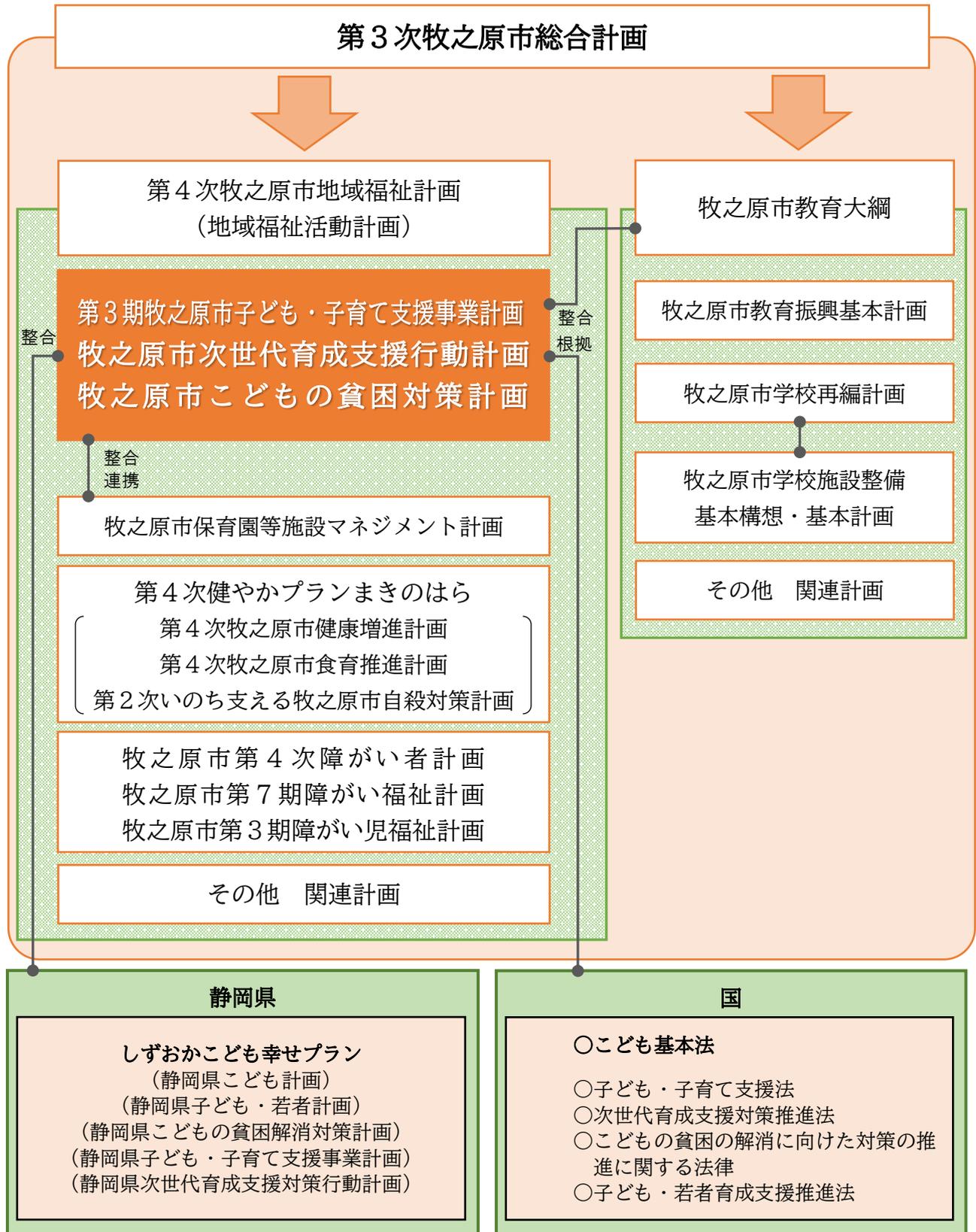
3 計画の期間

本計画は、第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2次牧之原市総合計画 (H27~R4)				第3次牧之原市総合計画						
第3次牧之原市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画 (H31~R5)				第4次牧之原市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画				次期計画 ※予定		
第2期牧之原市子ども・子育て支援事業計画					第3期牧之原市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					次期計画 ※予定
					計画策定期間	(仮称) 牧之原市子ども・若者計画				次期計画 ※予定
					(仮称) 牧之原市こども計画				次期計画 ※予定	

4 他計画との整合性

本計画は、国や県の関連計画との整合のもとで推進します。また、本計画の上位計画にあたる「第3次牧之原市総合計画」および「第4次牧之原市地域福祉計画（地域福祉活動計画）」などと整合を図るとともに、「健康増進計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」など、ほかの福祉分野の計画との整合・調和を図ります。



5 計画の策定体制

(1) 市民アンケート調査（ニーズ調査・子どもの生活実態調査）の実施

本計画において確保すべき教育・保育およびその他の子育て支援の「量の見込み」を算出し、子育て支援施策の検討の基礎資料とするため、小学校低学年までの児童の保護者を対象に、教育・保育およびその他の子育て支援に関する現状や今後の利用希望を把握することを目的にニーズ調査を実施しました。また、こどもの生活状況や保護者の子育てに対する考えや要望などを把握するため、子どもの生活実態調査を実施しました。（調査結果は 11 ページ以降を参照）

(2) 牧之原市子ども・子育て会議による協議・検討

本計画の策定において、住民の幅広い意見を取り入れられるよう、福祉分野・保健分野の関係者、関係団体、有識者などで構成する「牧之原市子ども・子育て会議」にて、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定段階で市民から幅広く意見を募り、計画への反映に努めるため、令和6年12月27日から令和7年1月26日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

6 SDGsの目標達成に向けた取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第3次牧之原市総合計画」では、SDGsを推進するとしていることから、本計画においても、SDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のあるSDGsのゴールは次の7つです。



貧困をなくそう



すべての人に
健康と福祉を



質の高い教育を
みんなに



ジェンダー平等を
実現しよう



人や国の不平等を
なくそう



平和と公正を
すべての人に



パートナーシップで
目標を達成しよう